

七情第23-63号  
令和5年11月8日

七ヶ浜町監査委員 稲妻 敏行 殿  
岡崎 正憲 殿

七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 千葉 達朗



### 答 申

令和5年5月10日付け七監第23-7号で貴職から諮問があった「令和5年2月20日付け七監第22-59号の不開示決定」に対する審査請求について、以下のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

七ヶ浜町監査委員の公文書不開示決定は妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、七ヶ浜町情報公開条例（平成28年七ヶ浜町条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定により、七ヶ浜町監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年2月7日付けで、「七監第22-55号（令和5年1月22日）七ヶ浜町措置請求に基づく監査結果の審査過程の分かるもの。」について公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、開示請求に対応する公文書として、「意見陳述要旨」、「監査委員協議記録（第1号）」及び「監査委員協議記録（第2号）」（以下これらを「本件公文書」という。）を特定し、令和5年2月20日付けで本件公文書を開示しない決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人宛てに通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年2月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

## 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消し及び本件公文書の全部を開示することを求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

「条例第7条第4号に該当するとして不開示としたが、条例解釈に瑕疵があるので、審査請求するものである。」

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書には、監査結果の形成に係る記録資料が含まれており、本件公文書を開示することは、監査委員の審議における自由な意見交換に支障を及ぼし、適正な監査結果の決定を阻害するおそれがあり、条例第7条第4号に該当する。
- 2 審査請求人は、「七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく、町長の附属機関であり、監査委員に対する審査権限はないため、行政不服審査を請求した」と主張するが、条例第2条の規定により、実施機関として監査委員を定義している。また、条例第18条では、監査委員を含む実施機関による審査会への諮問を規定しており、監査委員による審査会への諮問は、妥当と考える。
- 3 以上の理由により、本件処分は、適法かつ正当な処分であり、審査請求人の行った本件審査請求は理由がないため棄却されるべきであると考える。

## 第5 弁明書に対する審査請求人の反論

審査請求人が反論書で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 不開示の理由として、「本件公文書には、監査結果の形成に係る記録資料が含まれており、本件公文書を開示することは、監査委員の審議における自由な意見交換に支障を及ぼし、適正な監査結果の決定を阻害するおそれがある」としているが、結果公表前の審議過程を公開すれば率直な意見交換に支障を及ぼすとの主張であれば分かるが、本件監査は終了し、すでに結果も公表されているため、上記不開示理由には該当せず、開示するべきである。
- 2 監査とは、自治体業務の執行や財務状況について、法令や例規の遵守及び有効

性を評価し、その内容を住民に報告し、住民に経営状況の確認、適切であるかの是非を判断させ、社会的信頼性を担保し、住民を保護する目的で、住民の立場で行うものであるため、不開示にする理由はないのである。

3 「本件の不開示決定は、適法かつ正当な処分であり、審査請求人の行った本件審査請求は理由がないため棄却されるべきであると考える」とあるが、地方自治法及び七ヶ浜町監査委員条例（昭和51年七ヶ浜町条例第8号）にも、非公開とする規定がなく、条例の適用にも無理があり、不開示とした理由こそに正当性がない。このことから、監査委員は、自らの職務が正義公正に行われたものであれば、不開示決定は隠ぺい目的以外の理由ではなく、開示することが正しい解釈であるため、開示すべきである。

## 第6 意見書及び口頭意見陳述の要旨

審査請求人が意見書等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 監査とは、地方自治の本旨である住民自治の原則を保障するために、不特定多数の住民を代表して監査委員が行うものであるため、公開すべきである。
- 2 本件公文書を開示しない理由として、「監査結果の形成に係る記録資料を開示することは、監査委員の審議における自由な意見交換に支障を及ぼし、適正な監査結果の決定を阻害するおそれがあるため。」として、条例第7条第4号を適用している。この解釈は、未だ最終的な意思決定が終了していない段階であるものに対して適用するべきであり、監査結果の報告も終えている本件については、適用するべきではない。
- 3 行政の文書主義とは、意思決定の事後検証のためにあり、行政の説明責任として行政機関の有する情報は原則公開である。そのため、会議が非公開であることをもって、情報公開をしないとの理由は成立しないし、そもそも監査は、非公開とする規定もなく、不開示にする正当な理由がないため、開示すべきである。

## 第7 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する情報の一層の開示を図り、もって町の有するその諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を目的として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

## 2 本件公文書について

本件公文書は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求により実施した監査における監査請求人及び関係職員の意見陳述の要点記録並びに監査委員の協議記録である。この監査は、本件審査請求人が令和4年12月5日付けで七ヶ浜町監査委員宛てに請求したもので、令和5年1月25日付けで請求内容に理由がないとされたものである。実施機関は、条例第7条第4号に該当することを理由に本件公文書を不開示としているため、その妥当性について以下検討する。

## 3 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号では、「国の機関…の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については開示することができない旨を規定しているところ、審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号に該当する場合は少なくなるものと考えられる。しかし、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、その後の意思決定に関して中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、当該審議、検討等が重層的、連続的なものである場合には、その後の意思決定への影響も含めて条例第7条第4号への該当性を検討すべきである。

これを本件についてみると、監査は、地方自治法第196条の規定により選任された監査委員により行われるもので、同一の監査委員が今後も監査を実施することを鑑みると、まさに審議、検討等の過程が重層的、連続的であると言えるため、本号に該当すると考えられる。

## 4 その他

実施機関からの諮詢内容に逸脱する審査請求人の主張については、当審査会としての判断は差し控える。

## 第8 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、条例第10条第2項の規定により不開示決定をした本件処分は、妥当である。

## 第9 審査会の経過

年 月 日	処理内容
令和5年5月10日	諮詢を受けた。
令和5年6月14日 (第3回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年7月10日 (第8回審査会)	事案の継続審議を行った。
令和5年8月9日 (第11回審査会)	事案の継続審議を行った。
令和5年9月27日 (第12回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述及び事案の継続審議を行った
令和5年10月27日 (第17回審査会)	事案の継続審議を行った。
令和5年11月8日	実施機関に対し答申を行った。

#### 七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
	大町 瞳夫	
	佐藤 翔輔	大学准教授
会長職務代理	高橋 敬之	
会 長	千葉 達朗	弁護士
	渡邊 秀子	

(50音順)